

仕 様 書

文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当
(担当 竹村、中野 電話 222-3096)

件 名	一般廃棄物収集運搬・処理業務 (京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」)
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市とは関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>(3) 本業務の受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及び労働基準法、労働安全衛生法を遵守のうえ、施行すること。</p> <p>2 受託者の条件</p> <p>受託者は、京都市長から廃掃法第7条第1項の許可を受けていること。また、契約締結時に許可証の写しを本市に提出すること。</p> <p>3 収集等の内容</p> <p>京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における収集運搬等は、次のとおり実施すること。</p> <p>(1) 作業日・時間</p> <p>収集等は毎週木曜とし、開所時間内（午前10時から午後4時半まで）を厳守のうえ実施すること。ただし、祝日等により本館の閉所日と重なる場合は、翌開所日に実施することとし、詳細については、京都市と協議のうえ決定する。</p> <p>(2) 作業内容等</p> <p>ア 収集に当たっては分別状況を確認し、分別できていないごみを発見した場合は、ごみ集積所にて選別のうえ、適切に分別処理を行うこと。</p> <p>イ 収集後は当該集積所及びその付近の清潔の保持及び整理整頓に努めること。</p> <p>ウ 収集業務に適した車両を用いること。また、運搬中は収集したごみが飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。</p> <p>4 収集予定量</p> <p>年間の収集予定量は、次のとおりとする。ただし、予定量であり変動することがある。</p> <p>一般廃棄物（廃プラスチック類を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none">・柳原銀行記念資料館 約120kg（4月～3月） <p>5 ごみ量の算出方法</p> <p>ごみ量の算出方法は以下のとおりとする。</p>

「ごみ量の算出方法」

ごみ量(kg) = ごみ袋数 × 袋の詰り具合* × ごみ袋容量(l)

* 袋の詰り具合 = 満杯 : 1.0、七分 : 0.7、五分 : 0.5、少量 : 0.3)

6 報告

本業務の受託者は、当月分の収集日、種別ごとの収集運搬結果報告書（収集運搬量等）を、翌月の10日までに京都市に提出すること。当該報告がなされない場合は本契約を解除することがある。

7 支払方法

- (1) 支払は、6箇月ごとに、京都市の指定する方法により支払う。
- (2) 本業務の受託者は、前項で示す期間ごとに、実施した業務及びその経費を示した内訳書を京都市に提出するものとする。

8 その他

- (1) 本業務の受託者は、その実施に関し、京都市と密接に連絡を取り合うこと。
- (2) 集積場所については、京都市の事情により、京都市から受託者へ事前連絡のうえ変更されることがある。
- (3) 運搬の際、分別した状態を維持するために必要な容器等は、受託者において準備すること。
- (4) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。